魅 力 あ る ま ち づ く り

八橋まとば地区計画

『活気あるみどりゆたかな交流のまち』をめざして

決定　平成２２年１２月２４日知立市告示第８４号

知　　立　　市

地区整備計画の内容

名　　称			八橋まとば地区計画
位　　置			知立市八橋町的場、踊場の各一部
面　　積			約１．４ｈａ
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標		本地区は市の東部に位置し、市中心部よりおよそ３ｋｍ圏であるが、本地区から名鉄三河線三河八橋駅までは８００ｍであり、交通利便性も高い地区である。 本地区は、宅地開発により、道路・公園等の公共施設及び宅地の整備が進められているが、本計画では、この開発整備の効果をより高めるとともに、近郊住宅地にふさわしい、落ち着きのある居住環境を形成することを目標とする。
	土地利用の方針		本地区は、敷地の細分化を防ぎ、周辺地域との調和を図りつつ、近郊住宅地にふさわしい優良な住宅地として秩序ある土地利用を目指す。
	建築物等の整備の方針		良好な住居環境を創造するため､｢建築物の敷地面積の最低限度｣､｢建築物の壁面の位置の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を行う。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	１６０㎡
		建築物の壁面の位置の制限	・道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離は１ｍ以上とする。 ・隣地境界線から外壁等間の距離は０．５ｍ以上とする。 ・建築物の壁面の位置の制限のうち、物置、車庫その他これらに類する建築物等で、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。 （１）外壁を有しないもの。 （２）軒の高さが２．５ｍ以下で、かつ、後退距離の限度を満たない部分の床面積の合計が１０㎡以内のもの。
		垣又はさくの構造の制限	・道路、公園又は緑地に接する敷地境界線から１．０ｍ未満に設置する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック塀等これらに類するものの高さが０．６ｍ以下のもの又は門柱にあってはこの限りでない。

① 建築物の敷地面積の最低限度

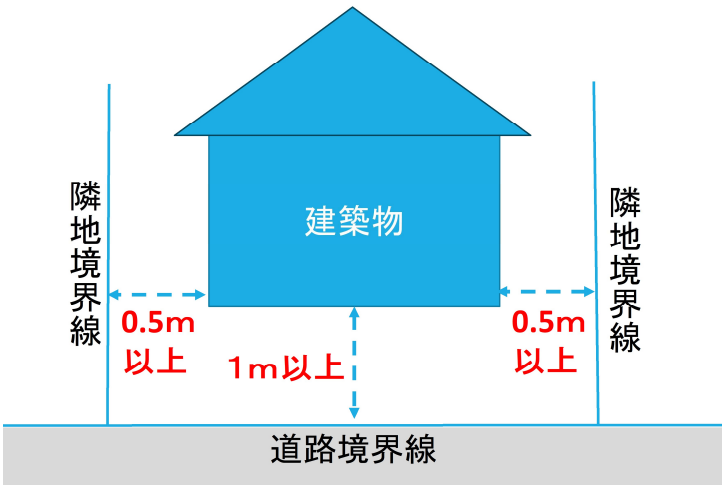
160㎡

② 建築物の壁面位置の制限

- **道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）までの距離は１m以上とする。**
- **隣地境界線から外壁等間の距離は０．５m以上とする。**
- **建築物の壁面の位置の制限のうち、物置、車庫その他これらに類する建築物等で、次のいずれかに該当するものはこの限りではない。**
 （１）外壁を有しないもの。
 （２）軒の高さが２．５m以下で、かつ、後退距離の限度を満たない部分の床面積の合計が１０㎡以内のもの。

壁面の位置制限は、建築物等の外壁面又はこれらに代わる柱の面までの距離で測ります。（壁や柱の芯までの距離ではありません。）

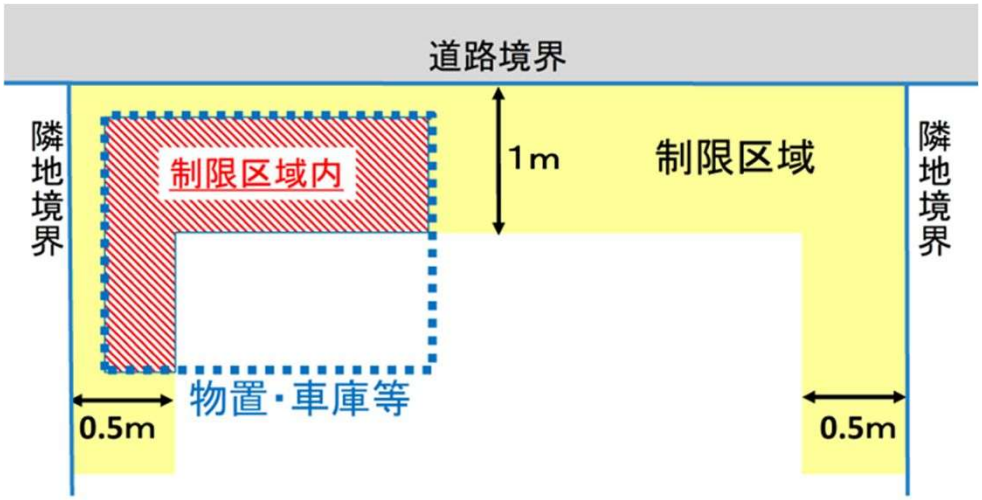
◆ 建築物（物置、車庫等を除く）の外壁は**道路境界から1.0m以上**、
隣地境界から0.5m以上とします。



◆車庫・物置等を壁面位置の制限内に設置する場合

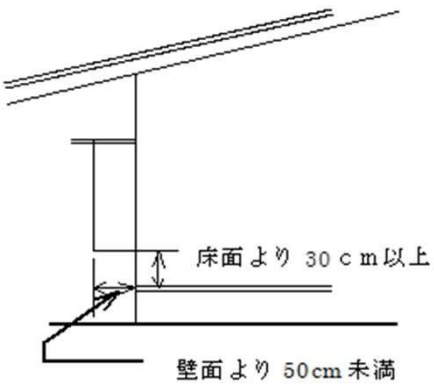
・ 外壁がある場合　制限あり
（軒の高さ2.5m以内、制限区域内１０㎡以内）

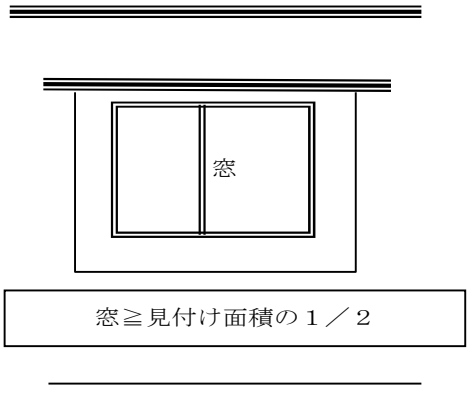
・ 外壁がない場合　制限なし



◆出窓の取り扱いについて

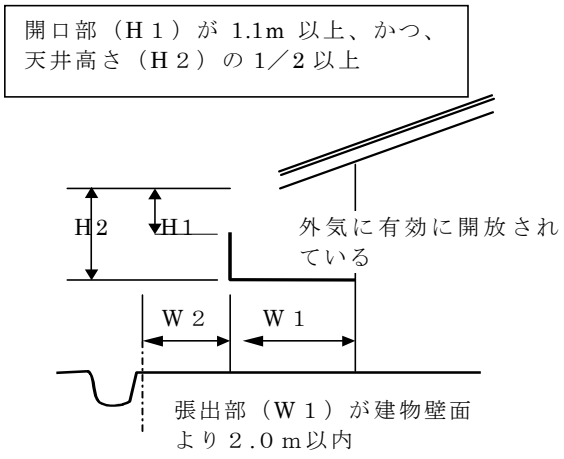
・ 下図の条件を満たしている出窓の場合は、建築物の壁面の位置の制限を超えることができます。



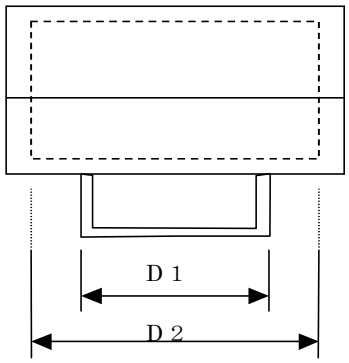


◆バルコニー、ベランダ、テラス等の取扱いについて

下図の条件を満足しているバルコニー等の場合は、建築物の壁面の位置の制限を越えることができます。
ただし、外壁のないバルコニー等（屋外階段も含む）は適用除外です。



道路境界線からバルコニー等の壁仕上面までの距離（W2）が 0.5m 以上



境界線等に面するバルコニー等の長さ（D１）が建築物の見付長（D2）の１／２未満

◆ごみ置き場設置に関する取扱いについて

・条例第６条の壁面の位置の制限を適用します。

・他法令等の規定を守るため土地利用上やむを得ない場合、構造が全て鉄筋コンクリート造で高さが１．２m以下、又は、フェンス等の基礎に空洞ブロックを利用する場合の高さが道路等の敷地高から０．６m以下で、透視率が５０%未満のフェンス等であっても基礎を含む全体の高さが１．２m以下であれば、壁面後退距離の限度に満たない部分であっても設置が可能です。（ただし、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が、１０㎡以内とする。）

◆壁・支柱等が制限区域内に設置されない建築物（屋外広告塔）の取扱いについて

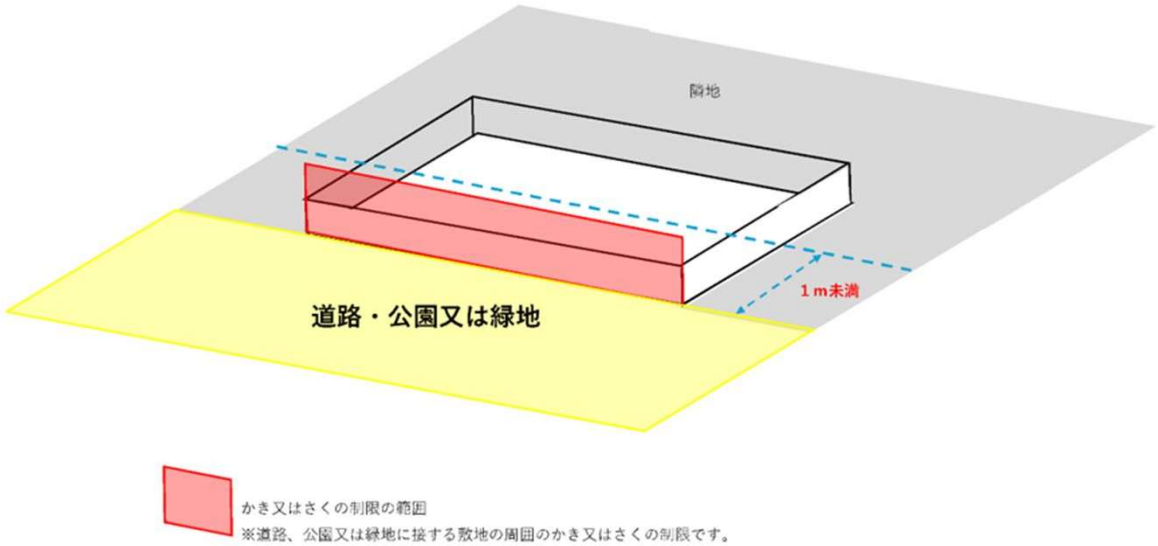
・ 壁・支柱等が制限区域内に設置されない建築物等については、構造物が上空で制限内にあっても適用除外とする。
なお、広告塔を設置する場合は、高さが路面から４mを越えるものは制限区域内に支柱等を設置してはならない。４m以下の広告塔で、制限区域内で道路に面して縦断的に設置する場合は、その他の建築物と合わせて１０㎡を越えない範囲で許可するものとする。

③　かきまたはさくの構造の制限

・道路、公園又は緑地に接する敷地境界線から１ｍ未満に設置するかき又はさくは、生垣あるいは透視性（透視率５０％以上）のフェンス･鉄柵等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。

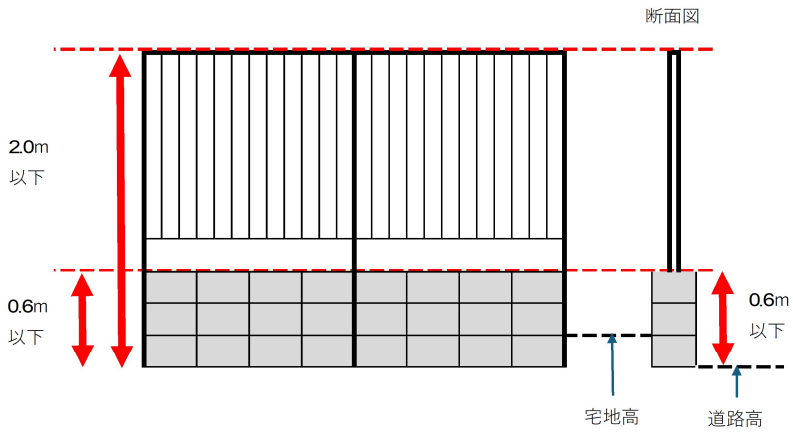
ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが０．６ｍ以下のもの又は門柱にあってはこの限りではない。

◆**道路境界線**（道路、公園又は緑地に接する敷地の周囲）**と並行な向きで１ｍ以内にかき又はさくを作る場合の制限**です。



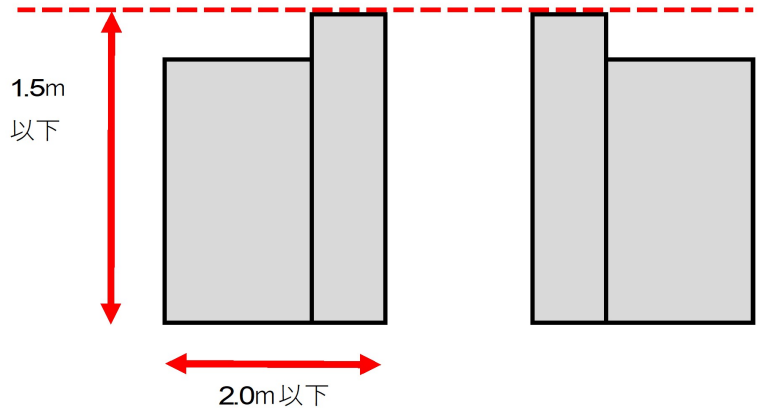
◆　設置可能な工作物

・　生垣 又は **透視率50%以上のフェンス等（基礎のブロックは0.6m以下）**

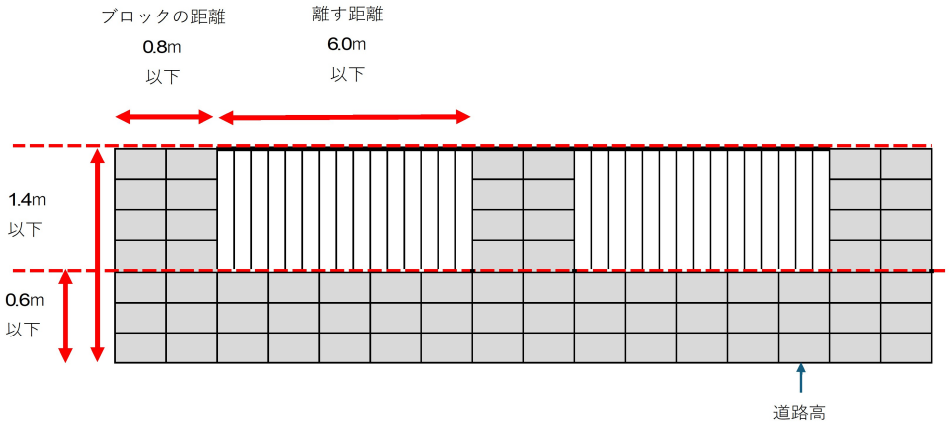


ゆとりある街並みにするため、高さは道路高より2.0m以下としてください。

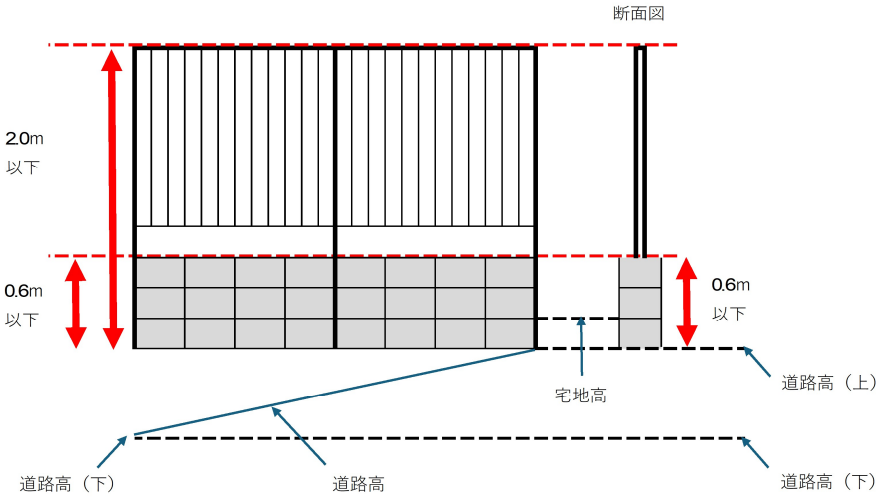
◆ 門塀は**高さ1.5m以下**、**長さ**（門柱及び門袖）は
左右それぞれ**2.0m以下**としてください。



◆ 外観を重視したブロック塀は高さ1.4m、
左右それぞれ0.8m以下を6.0m以上離してください。



◆ 急勾配の道路に接している敷地のフェンス基礎等として利用する空洞ブロックは、
上側の道路高から０．６ｍを超えないようにしてください。



新築や増改築等の際の手続き

地区計画区域内で建築物等を新築・増改築などの行為を行う際には、次のような届出が必要となります。

①. 届出の必要な行為

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更

②. 届出の時期及び届出先

- 時　期　　工事着手日の 30 日前までに届出が必要です。
 なお、建築確認を必要とする行為は、建築確認申請前に届出てください。
- 届出先　　知立市長（知立市都市整備部都市計画課）
 〒472-8666　知立市広見三丁目１番地
 TEL　０５６６－９５－０１２９（直通）

③. 届出の内容

・　行為の種別　　・　行為の場所　　・　着手の予定日　　・　完了予定日
・　設計又は施行方法

④. 届出書等の様式（他地区の地区計画区域と共通の様式です。市ＨＰに掲載してあります。）

- 地区計画の区域内における行為の届出書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第１号様式
- 地区計画の区域内における行為の変更届出書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第２号様式
- 地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書‥‥第３号様式
- 同意書（現場立入調査のため）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第４号様式
- 地区計画の区域内における行為の着手届‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第５号様式
- 地区計画の区域内における行為の完了届‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥第６号様式

 なお、第３号様式については、第１号様式の副本として取扱い受理後、審査適合の際に適合通知書にかわるものです。

⑤. 届出方法

- 第１号様式（正本）及び第３号様式（副本）、次に掲げる図面を各１部ずつ添付（第４号様式の同意書も必要です。）してください。
- 変更届出については、第２号様式及び第３号様式（副本）に図面を各１部ずつ添付（第４号様式の同意書も必要です。）してください。
- 第５号様式（着手届）については、工事着手日までに提出してください。
- 第６号様式（完了届）については、工事完了後１週間以内に提出してください。

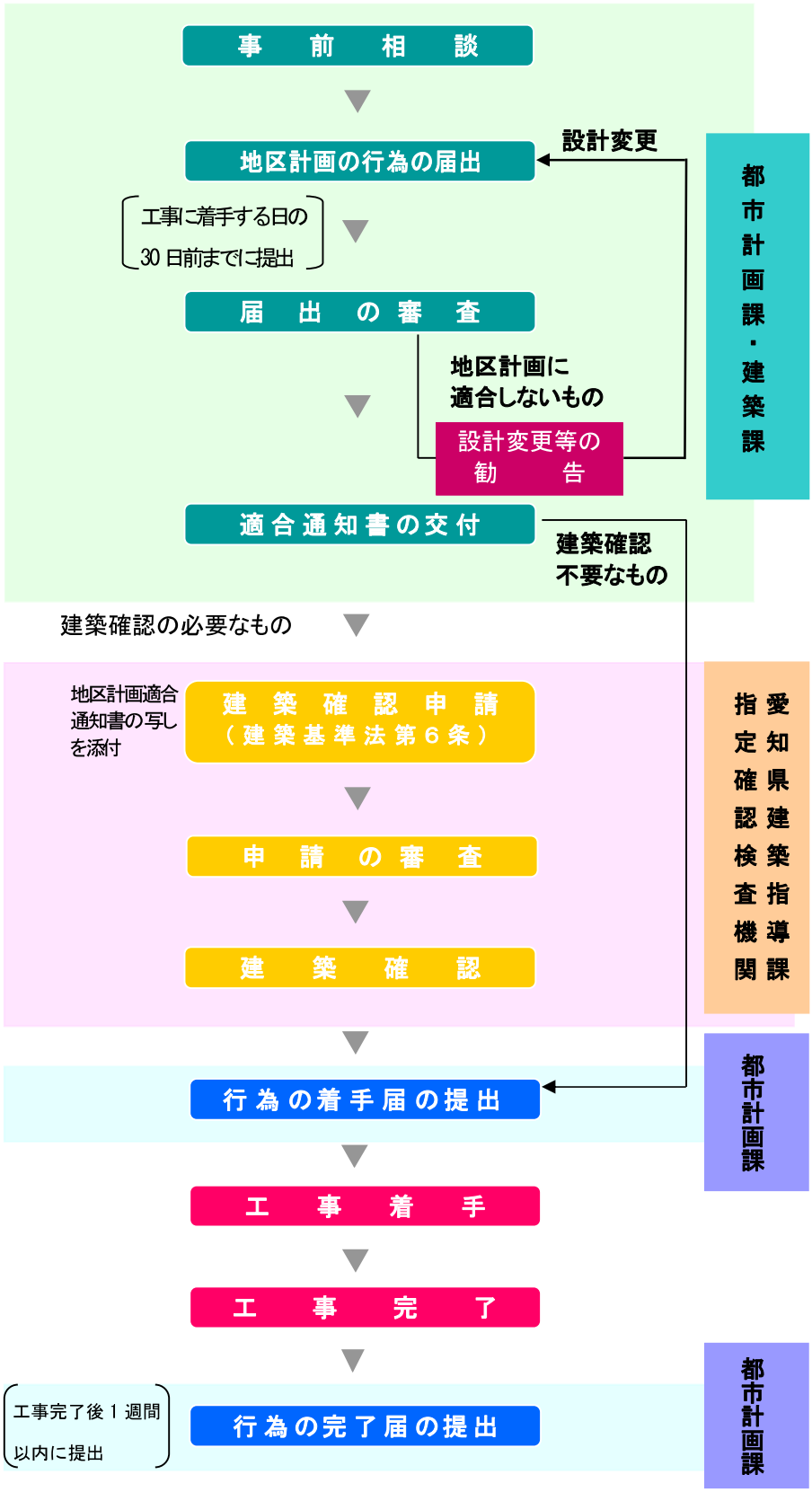
添 付 図 面

行為の種別	図面	縮尺	備考 (明示する内容等)
土地の区画形質変更	付近地見取図		方位、施行箇所
	配置図	1／100以上	方位、地名、境界等
	縦横断面図	1／100以上	
	公図の写し		
	土地使用承諾書		建物所有者と土地所有者が異なる場合は、添付
建築物の建築 工作物の建設 建築物等の用途の変更	付近地見取図		方位、施行箇所
	配置図	1／100以上	方位、地名、境界等 ・敷地内における建築物・工作物の位置を表示すること ・地区計画による壁面後退線、有効後退距離を示すこと ・よう壁、垣または柵等の設置がある場合は明示すること
	立面図 (2面以上)	1／100以上	・建築物または工作物の立面図(高さを明示。工作物の場合は構造等を明示)
	平面図 (各階平面図)	1／100以上	・建築物の各階の平面図
	その他、地区計画の内容が判断できる図面等		・フェンス等を設置する場合はパンフレット等の写し ・敷地面積、建築面積、延べ床面積を確認できるもの(配置図などに記載も可)
	公図の写し		
	全部事項証明書 (登記簿)の写し		
	同意書		
	土地使用承諾書		建物所有者と土地所有者が異なる場合は、添付

(注)　上記添付図面のほかにも必要があると思われる図面の提出を求めることがあります。

地区計画区域内における
行為に関する事務手続き手順

地区計画に基づく行為を行う場合



提出先及び問い合わせ

地区計画等の内容に関して、ご相談がありましたら下記までお問合せください。

地区計画に関すること

知立市役所　都市整備部都市計画課　都市企画係
電　話　０５６６－８３－１１１１　内線４１１・４１２
ＦＡＸ　０５６６－８３－１１４１
〒４７２－８６６６　知立市広見三丁目１番地

建築に関すること

知立市役所　建設部建築課　建築係
電　話　０５６６－８３－１１１１　内線４５６・４５７
ＦＡＸ　０５６６－８３－１１４１
〒４７２－８６６６　知立市広見三丁目１番地

発　行：知立市都市整備部都市計画課

発行日：令和　８年１０月（第３版）
平成２４年　４月（第２版）
平成２３年　１月（第１版）